

発展途上国における国際会計基準導入の意義

平 賀 正 剛

1. はじめに
2. 先行研究のレビュー
——発展途上国への IAS 導入の是非をめぐる二極論——
3. 発展途上国における IAS 導入の現状
4. IAS 導入肯定論の是非について
——資本市場を視座とした考察——
5. 海外直接投資を視座とした IAS 導入の意義についての検討
6. むすびにかえて

1. はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board; IASB) の設定する国際会計基準 (International Accounting Standards; 以下 IAS)¹⁾をめぐる問題の一つに、発展途上国における IAS の導入というテーマがある。この問題については、IAS 導入が、当該国の経済にどのような効果または影響を及ぼすかという観点から、多くの議論が重ねられてきた。

そうした議論のなかで、IAS を発展途上国へ導入することによって得られるベネフィットの一つとして、当該国の経済発展への貢献という点があげられている。その主旨は、IAS という高度な会計基準の導入により、企業が質の高い財務情報を提供できるようになれば、それが当該国の資本市場の発展をもたらし、ひいては一国の経済発展につながるというものである。

ところが、そのような経済発展効果については、これを疑問視する論者も少なくない。これらの論者によれば、IAS は英米を中心とした先進国の会計基準をモデルとして設定されており、このような会計基準を発展途上国へ導入しても、先進国と同様のベネフィットが生じることは期待できない。そこで必要とされるのは、むしろ発展途上国特有の環境に適合した会計基準であるとされる。この二つの主張は

完全に対立し、発展途上国への IAS 導入の是非については、いまだ結論がみられていない状況である。

もう一つ問題であるのは、相対的に経済水準の高い発展途上国の会計基準が必ずしも IAS と類似性を有しているわけではない、という点である。IAS 導入の状況は各国ごとにまちまちであり、すべての国について経済発展との相関関係を見出すことも困難である。すなわち、IAS 導入の是非はどうあれ、従来の議論では、発展途上国において生じている現実を説明するのは難しい。

本稿では、発展途上国への IAS 導入に関し、対立する二つの議論を整理した上で、IAS を発展途上国において導入することが、当該途上国の経済発展にとってどのような意義をもつかについて再検討することを目的としている。そこで見出される IAS 導入の意義は、資本市場の発達を介した経済発展を誘発するという、従来主張されていたものとは、内容を異にしている。

本題に入る前に、次の二つの用語について、本稿における定義を示しておく。一つは“発展途上国”の定義である。本稿では発展途上国を“経済の発展過程にある国”と広く解釈する。具体的には、世界銀行 (World Bank) による分類基準を援用する。World Bank (2002) によれば、世界の国々は、その経済発展水準によって Low-income economies, Lower-middle-income economies, Upper-middle-income economies, High-income economies の 4 つに分類される。このうち、最高位の High-income economies 以外に属するすべての国を発展途上国とみなすこととする。

もう一つは、すでに本節でも用いている“IAS 導入”という用語の定義である。本稿では IAS 導入を“IAS を国内の会計基準として採用する、もしくは IAS に基づき自国の会計基準を設定すること”と考える。したがって、各国の企業による、IAS に準拠

した財務諸表の自主的な作成については考察の対象外とする。

2. 先行研究のレビュー——発展途上国へのIAS導入の是非をめぐる二極論——

発展途上国へのIAS導入の是非については、とくに発展途上国の経済発展への貢献という観点から、これまで多くの議論が重ねられてきた。これらの先行研究を概観すると、その内容は、IAS導入に肯定的な見解を示す議論と、否定的な見解を示す議論に二極化する。前者を「IAS導入肯定論」、後者を「IAS導入否定論」として、それぞれの論旨を整理したのが図表1である。

IAS導入肯定論、否定論のいずれも、発展途上国における経済発展の要件が、資源（資本）²⁾の効率的配分であるという点では一致しているように思われる。異なるのは、資源の効率的配分を達成する方法に関する点である。

図表1で紹介した、いくつかのIAS導入肯定論では、IAS導入が経済発展をもたらすメカニズムについて、詳しく論じられてはいない。この点を説明するには、経済発展と会計との関係について論じた文献を参照し、市場経済において会計の果たす、情報提供システムとしての役割を明確にする必要がある。IASは、先進国、とりわけ英米をはじめとするアングロ＝サクソン諸国を中心として設定された[Perera, 1989a, p.54]、質の高い会計基準である。IASを導入し、これに準拠して企業が財務諸表を作成するようになれば、当該国における会計情報の質は向上することになる。企業による質の高い会計情報の提供が可能になれば、当該国の資本市場の不確実性は減少し、さらには情報の非対称性が解消されるようになる。このことは、資本の効率的配分を実現させ、ひいては当該国の経済発展を達成する上での要件となるのである³⁾。

一方、IAS導入否定論では、先進国と発展途上国との環境変数の違いを理由に、IASを含めた先進国（とりわけ英米を中心としたアングロ＝サクソン諸国）に由来する会計基準を導入することの不適合性

が指摘されている。具体的には、発展途上国では資本市場が脆弱である[Hove, 1986, p.93; Belkaoui, 1988, p.193; Samuels, 1990, p.70]ことから、先進国に比べ、パブリック・セクターによる経済介入の度合いが強い[Samuels, 1990, p.70]。すなわち、発展途上国の経済活動は、政府当局をはじめとするパブリック・セクター主導で運営される[Briston, 1978, p.113; Samuels and Oliga, 1982, p.80; Hove, 1986, p.93; Yu and Lee, 1987, p.474; Belkaoui, 1988, p.193; Perera, 1989, p.146]という特徴が、論拠として強調されるのである。そこでは、会計の目的として、パブリック・セクターによる経済的意思決定有用性が重視され[Samuels and Oliga, 1982, p.80]、同時に、プライベート・セクターにおける経済的意思決定、とりわけ投資意思決定の有用性を志向したIAS⁴⁾の導入について、懐疑的な見解が示されることになる。

このように主張が二極化する原因は、議論を展開する上での視座の違いにあると思われる。双方ともに市場経済を切り口とした議論という点では同じであるものの、IAS導入肯定論では、発展後の市場経済が想定されているのに対し、IAS導入否定論では、現在の発展途上段階における市場経済に着目した主張が展開されている。今日、ほとんどの発展途上国が市場経済を志向している点に注目すれば、IASを積極的に導入し、自由市場が機能するためのインフラストラクチャーを整備することは不可欠と思われる。その一方で、経済発展の初期段階では、市場の機能を阻害する多くの要因が存在する[Persaud, 1990, p.49]ことも事実であろう。その意味で、IAS導入否定論もまた妥当性をもつといえる。

発展途上国におけるIAS導入の是非をめぐる議論は、すでに1970年代後半から行われている、比較的古いものである。その時代から今日に至るまで、双方の主張は互いに平行線をたどったままである。議論の視座の違いに起因する、IAS導入肯定論と否定論との対立の構図が変化していないことを考えれば、それは当然の帰結ともいえる。発展途上国におけるIAS導入の是非をめぐる議論は、語弊を恐れずに言えば、水掛け論のごとき様相を呈しているのである。

図表 1 発展途上国における IAS 導入をめぐる議論

	発展途上国における経済発展の要件	効率的資源(資本)配分を行う方法	期待される会計の役立ち	IAS 導入肯定/否定の論拠	主たる論者と議論の内容
IAS 導入肯定論	資源(資本)の効率的配分	自由市場システムを通じた効率的配分	資本市場の不確実性の減少及び情報の非対称性の解消	Contingency 理論 肯定論； 経済発展後の環境を前提とした議論	Gernon, Purvis and Diamond (1990) / Peavy and Webster (1990)； 発展途上国企業の資本調達力促進の観点から IAS 導入を主張 Cairns (1990)； 多くの発展途上国において IAS が採用されている事実とともに、発展途上国が IASC (当時) の基準設定プロセスに参加していることを指摘し、発展途上国における IAS 導入に対する懐疑的見解を否定 Saudagar and Diga (1997b)； IOSCO によるコア・スタンダードとしての IAS 承認を前提とした IAS 導入の肯定 Chamisa (2000)； 先進国と発展途上国 (本稿の場合ジンバブエ) の間では、経済水準以外の環境要因が同じであることを論拠とした IAS 導入肯定論
IAS 導入否定論		不十分な自由市場システムを補充、もしくは代替する、政府当局の経済計画を通じた配分	パブリック・セクターまたは政府当局の意思決定に有用な情報の提供	否定論； 発展過程における環境を前提とした議論	Briston (1978) / Samuels and Oliga (1982) / Hove (1986) / Yu and Lee (1987) / Ndzinge and Briston (1999)； 発展途上国の環境変数、とりわけ経済に占めるパブリック・セクターの役割の重要性を論拠とした IAS 導入肯定論 Belkaoui (1988) / Perera (1989b) / Riahi-Belkaoui (1994) / Hassan (1998)； 発展途上国の環境変数を論拠とした IAS 導入否定論、ならびにフランスの会計プランをモデルとした統一的会計システム導入の主張 Briston (1984)； 発展途上国における先進国の多国籍企業の活動規制を目的とした会計システム導入論と IAS 導入否定論

出典：図表中の文献をもとに作成

3. 発展途上国における IAS 導入の現状

前節で概観したように、発展途上国への IAS 導入について、学術的な見地からは賛否両論が述べられている。では、発展途上国において、IAS は実際に

どの程度導入されているのであろうか。

図表 2 は、発展途上国において IAS 導入がどの程度図られているかを示したものである。本表によれば、なんらかの形で IAS を国内会計基準の基礎としている国の数は、IAS に依拠することなく、独自に

図表 2 発展途上国における IAS 導入の状況

	IAS をほぼ国内会計基準として導入している	国内会計基準の中に IAS を基に設定した基準がある	IAS を国内会計基準として採用していない
Upper-middle-income economies	クロアチア エストニア マレーシア メキシコ オマーン パナマ ポーランド トリニダード・トバコ (8)	ブラジル トルコ ウルグアイ ベネズエラ (4)	アルゼンチン ボツワナ チリ コスタリカ チェコ共和国 ハンガリー 韓国 レバノン モーリシャス サウジアラビア スロバキア (11)
Lower-middle-income economies	エジプト ベルー フィリピン スリランカ タイ (5)	中国 コロンビア ルーマニア ロシア ザンビア (5)	ボリビア ブルガリア ドミニカ共和国 エクアドル エルサルバドル フィジー グアテマラ ホンジュラス イラン ジャマイカ ヨルダン ラトビア リトアニア ナンビア パラグアイ チュニジア (16)
Low-income economies	インドネシア ネパール パキスタン ジンバブエ (4)	バングラディッシュ インド ケニア ナイジェリア ザンビア (5)	アルメニア ガーナ ウクライナ ウズベキスタン (4)

注：() 内の数値は該当する国の数

出典：Saudagaran, Shahrockh M. (2001, p.170) をもとに作成

図表 3-1 GAAP 2000 (IFAD, 2000)、GAAP 2001 (IFAD, 2000) に基づいた
各国会計基準のIASからの乖離(発展途上国)

国		IAS との乖離項目数						
地域	経済水準	国名	GAAP 2000			GAAP 2001		
			欠如項目	相違項目	合計	欠如項目	相違項目	合計
中 南 米	UMIE	アルゼンチン	12	16	28	15	28	43
		ブラジル	9	15	24	14	19	33
		チリ	14	18	32	16	21	37
		メキシコ	0	9	9	0	13	13
		ベネズエラ	14	8	22	18	10	28
	LMIE	ペルー	3	6	9	1	5	6
ア ジ ア	UMIE	韓国	5	10	15	7	10	17
		マレーシア	15	5	20	17	9	26
		フィリピン	13	9	22	14	11	25
	LMIE	タイ	5	5	10	12	4	16
	LIE	中国	9	10	19	14	12	26
		インド	16	11	27	16	11	27
		インドネシア	6	12	18	6	14	20
		パキスタン	6	7	13	8	11	19
欧 州	UMIE	チェコ	16	16	32	15	20	35
		エストニア	13	4	17	14	10	24
		ハンガリー	13	24	37	17	27	44
		ポーランド	13	21	34	18	25	43
		スロバキア	—	—	—	17	13	30
	LMIE	ブルガリア	—	—	—	14	11	25
		ラトビア	—	—	—	22	6	28
		リトアニア	—	—	—	18	17	35
		ルーマニア	—	—	—	0	0	0
		ロシア	20	23	43	23	29	52
	LIE	ウクライナ	—	—	—	16	7	23
	中 東 ・ ア フリ カ	UMIE	モロッコ	20	10	30	18	10
サウジアラビア			18	1	19	20	5	25
トルコ			16	12	28	15	14	29
LMIE		エジプト	11	12	23	13	12	25
		イラン	13	9	22	11	10	21
		南アフリカ	5	4	9	3	2	5
		チュニジア	—	—	—	14	7	21
LIE		ケニア	—	—	—	0	0	0

注：UMIE；Upper-middle income economies, LMIE；Lower-middle income economies, LIE；Low-income economies
出典：International Forum on Accountancy Development (2000, 2001) の各国データをもとに作成

会計基準を設定している国の数と同じである。

また図表 3-1 は、International Forum on Accountancy Development (以下 IFAD) によって、2000 年および 2001 年に実施された調査報告、GAAP 2000 と

GAAP 2001 をもとに作成したものである。本表では、IFAD が調査対象とした国々⁵⁾のうち、発展途上国の会計基準について、IAS と乖離している項目の数が示されている⁶⁾。とくに重要と思われるのは、同表

図表 3-2 GAAP 2000 (IFAD, 2000)、GAAP 2001 (IFAD, 2001) に基づいた
各国会計基準の IAS からの乖離 (主要先進諸国)

国名	GAAP 2000			GAAP 2001		
	欠如項目	相違項目	合計	欠如項目	相違項目	合計
米 国	0	20	20	4	18	22
英 国	0	16	16	0	21	21
カナダ	3	15	18	4	21	25
オーストラリア	8	11	19	9	19	28
オランダ	7	14	21	6	16	22
ドイツ	11	24	35	12	28	40
フランス	10	21	31	11	29	40
日 本	8	18	26	11	17	27
シンガポール	5	15	20	4	10	14

出典：International Forum on Accountancy Development (2000, 2001) の各国データをもとに作成

の「欠如項目」の数である。この欠如項目とは、IAS の中で言及されている諸項目のうち、各国において該当する基準がまったく存在していない項目のことである。

会計基準または開示基準が存在しないということは、その国における標準的な会計処理・会計報告の方法が不明確であるということになる。そのことは、当該国企業の作成した財務諸表の、対外的な信頼性が損なわれることにつながる。これらの欠如項目のうち、「会計基準の欠如が、とくに重大な不確実性を招く」[Saudagaran and Diga, 1997a, p.50] と目される7つの項目(長期請負工事契約、有形固定資産、リース、外貨建取引・外貨換算、企業結合、投資、金融商品)については、IFAD (2001) の調査結果をもとに、図表 4-1、2、3、4 としてまとめてみた。

これらの表から分かるように、IAS 導入の状況については、同じ地域内の発展途上国の中でも、若干のばらつきが見られる。また、IAS 導入の度合いが、国の経済水準と比例しているかといえ、そのような関係は必ずしも見出せない。図表 3-1 では、IFAD (2000, 2001) において調査対象となった発展途上国を、各地域ごとに、世界銀行が定めた4段階の基準に従って分類し、示している。たとえば中南米地域を見てみると、2度の調査ともに乖離項目数がかつとも少ないのはペルーであるが、同国の経済水

準は、本表に示された中南米諸国の中では相対的に低い。同様のことは、中東・アフリカ地域において、乖離項目数の突出して少ない南アフリカについてもいえる。またアジア地域では、lower-middle income economies に属するタイの乖離項目数が最も少なく、相対的に経済水準の高い韓国、マレーシア、フィリピンの乖離項目数を下回っている⁷⁾。

これらのデータを見ると、前節で紹介したIAS 導入肯定論の内容と、実際のIAS 導入の状況との間には矛盾が生じていることになる。IAS 導入の程度と経済発展水準だけをみれば、必ずしも両者の間に関連性は見られない。換言すれば、IAS に類似した会計基準を備えていることが、経済発展の要件になっているか否かは明らかではない。では、IAS 導入肯定論は、発展途上国における現況について、説明力をもたない議論なのであろうか。

4. IAS 導入肯定論の是非について

——資本市場を視座とした考察——

第2節で概観したように、IAS 導入肯定論は、IAS の導入を通じて資本市場の発達が促されるという考えを論拠としている。そこで本節では、発展途上国の資本市場に焦点を当て、IAS 導入肯定論に妥当性があるか否かを検討していく。

図表 4-1-1 GAAP 2001 (IFAD, 2001) に基づく南米の発展途上国の会計基準における重要項目の欠如

国名	長期工事請負契約 IAS11	有形固定資産 IAS16	リース IAS17	外貨建取引、外貨換算 IAS21	企業結合会計 IAS22	金融商品 (開示) IAS32	金融商品 (認識・測定) IAS39
アルゼンチン	● ※長期工事請負契約に関する会計基準		● ※リースの資本化に関する規定		●● ※買収や持分統合など企業結合の類型に関する規定 ● ※買収に当たっての引当金設定に関する基準	● ※貸借対照表上、公正価値で表示されない金融資産・負債の公正価値の開示規定	●● ※取引特定負債およびデリバティブに関する規定 ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
ブラジル			● ※リース会計基準		●●● ※買収に当たっての引当金設定に関する規定 ● ※被買収企業の研究開発費の処理に関する規定 ● ※特別目的会社の連結に関する規定		●● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
チリ			● ※ファイナンス・リースの貸手側の規定		●● ※買収として処理される事業結合に当たっての引当金認識に関する規定 ● ※のれんおよび無形資産の償却年数が20年を超過する場合の、当該資産の減損額の評価に関する規定	●●● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定 ●●● ※発行体側の金融資産に関する会計処理規定 (企業の法形態に基づき処理される)、および複合証券の持分と負債への分類に関する規定	●●● ※金融資産の認識中止に関する規定 ●●● ※売却目的で保有される負債の処理に関する規定 ●●● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
メキシコ							
ベネズエラ		● ※有形固定資産に関する会計基準			●●● ※買収と持分統合の分類に関する規定 ●●● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する基準	●●● ※自己株式を含めた、自社発行の金融証券に関する規定 ●●● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	
ペルー							

注：1) ●は各国において該当する項目が欠落していることを示す。●の数は欠落している項目の数を表す。※によって説明が付けられている場合は、その内容に関する基準が欠けている。

2) 本表は International Forum on Accountancy Development (2001), GAAP 2001—A Survey of National Accounting Rules Benchmarked against International Accounting Standards, <http://www.gti.org/GAAP%202001%20-%20complete%20doc%20final.pdf> をもとに作成したものである。同書は「各国会計規定とIASとを包括的に比較したものではない」[IFAD, p.4] ため、本表もその制約を受けることとなる。(以下、図表 4-2 ~ 5 も同じ)

出典：IFAD (2000, 2001) の各国データをもとに作成 (以下、図表 4-2 ~ 5 も同じ)

図表 4-2 G4AP 2001 (IFAD, 2001) に基づくアジア諸国の発展途上国の会計基準における重要項目の欠如

国名	長期工事請負契約 IAS11	有形固定資産 IAS16	リース IAS17	外貨建取引、外貨換算 IAS21	企業結合会計 IAS22	金融商品 (開示) IAS32	金融商品 (認識・測定) IAS39
韓国			● ※インセンティブ・リースに関する会計規定			● ※金融資産および負債の公正価値の開示に関する規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定
マレーシア				● ※超インフレ下にある子会社の財務諸表の換算に関する規定	● ● ● ● ● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定 ● ● ● ● ● ※持分統合に関する規定 ● ● ● ● ● ※のれんの扱いに関する規定 ● ● ● ● ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ● ● ● ● ※発行体側の複合証券の分割に関する規定 ● ● ● ● ● ※金融資産および負債の公正価値の開示に関する規定	● ● ● ● ● ※金融資産の認識中止に関する規定
フィリピン			● ※リース会計基準		● ● ● ● ● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定 ● ● ● ● ● ※買収として処理された企業結合における、研究開発費に関する規定 ● ● ● ● ● ※のれんおよび無形資産の償却年数が20年を超過する場合の、のれんの減損テストに関する規定 ● ● ● ● ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ● ● ● ● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定 ● ● ● ● ● ※発行体の金融資産に関する規定	● ● ● ● ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定 ● ● ● ● ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
タイ			● ※インセンティブ・リースに関する会計処理規定		● ● ● ● ● ※被買収企業の研究開発費に関する規定		● ● ● ● ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定 ● ● ● ● ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
中国				● ※外国子会社の繰延外貨換算差損益累計額の外貨換算に関する規定	● ● ● ● ● ※持分統合に関する規定 ● ● ● ● ● ※買収として処理された企業結合における、引当金に関する規定	● ● ● ● ● ※発行体側の、金融証券の処理に関する規定 ● ● ● ● ● ※市場企業の株式以外の金融証券の公正価値の開示規定	● ● ● ● ● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ● ● ● ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
インド			● ※インセンティブ・リースに関する会計処理規定	● ● ● ● ● ※外国子会社の繰延外貨換算差損益累計額の外貨換算に関する規定	● ● ● ● ● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定	● ● ● ● ● ※相場のない金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ● ● ● ● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ● ● ● ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
インドネシア					● ● ● ● ● ※発行体側の、複合証券の持分と負債への分割に関する規定 ● ● ● ● ● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定		● ● ● ● ● ※金融資産の認識中止に関する規定
パキスタン					● ● ● ● ● ※事業結合に関する規定		● ● ● ● ● ※金融資産の認識中止に関する規定

図表 4-3 GAAP 2001 (IFAD, 2001) に基づくヨーロッパの発展途上国の会計基準における重要項目の欠如

国名	長期工事請負契約 IAS11	有形固定資産 IAS16	リース IAS17	外貨建取引、外貨換算 IAS21	企業結合会計 IAS22	金融商品 (開示) IAS32	金融商品 (認識・測定) IAS39
チェコ	● ※とくに工事進行基準は一般に用いられていない		● ※リースはすべてオペレーティング・リースとして処理される		● 企業結合に関する会計基準		
エストニア			● ※リース・インセンティブに関する会計処理規定	● ※超インフレ下にある子会社の財務諸表の換算に関する規定	● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定	● ※発行証券の分類に関する実質的内容に準拠した分類基準)および発行体側の、複合証券の区分と負債への分類に関する規定 ● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
ハンガリー	● ※長期工事請負契約に関する会計基準		● ※ファイナンス・リースによる貸手側の収益認識基準	● ※外国子会社の処分に関する繰延外貨換算差損益累計額に関する規定	● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定	● ※発行体側の、金融証券に関する規定 ● ※金融証券の公正価値の開示規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定
ポーランド	● ※工事請負契約における収益の認識基準		● ※オペレーティング・リースの支払リース料の認識に関する規定 ● ※セールスバック取引に關する規定 ● ※ファイナンス・		● ※企業結合の分類に関する基準 ● ※買収として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定 ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
スロバキア				● ※超インフレ通貨による在外子会社の財務報告に関する規定	● ※企業結合に関する会計基準 ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定

図表 4-3 GAAP 2001 (IFAD, 2001) に基づくヨーロッパの発展途上国の会計基準における重要項目の欠如 (続き)

国名	長期工事請負契約 IAS11	有形固定資産 IAS16	リース IAS17	外貨建取引、外貨換算 IAS21	企業結合会計 IAS22	金融商品 (開示) IAS32	金融商品 (認識・測定) IAS39
ブルガリア			● ※セールアンドリースバック取引に関する規定	● ※外国子会社の処分に 関する繰延外貨換算差 損益累計額の処理に 関する規定	● ※特別目的会社の連結 に関する規定	●● ※発行体側の、金融証 券に関する規定 ※金融資産および負債 の公正価値の開示規定	
ラトビア	● ※長期請負 工事契約に 関する会計 基準		● ※ファイナンス・ リースの資本化に 関する基準	●● ※超インフレ通貨によ る在外子会社の財務報 告に関する規定 ※外国子会社の処分に 関する繰延外貨換算差 損益累計額の処理に 関する規定	●●●● ※企業結合の分類に 関する基準 ※買収として処理され た企業結合における、 引当金設定に関する基 準 ※償却年数が20年を超 過する無形資産および のれんに関する減損額 計算規定 ※特別目的会社の連結 に関する規定	●● ※発行体側の、金融証 券に関する規定 ※金融資産および負債 の公正価値の開示規定	●● ※金融資産の認識中止 に関する規定 ※デリバティブに 関する規定
リトアニア	● ※長期請負 工事契約に 関する会計 基準		● ※リース・イン センティブに 関する会計 処理規定			●● ※発行体側の、金融証 券に関する規定 ※金融資産および負債 の公正価値の開示規定	●● ※金融資産の認識中止 に関する規定 ※デリバティブに 関する規定
ルーマニア							
ロシア			● ※オペレイティブ・ リース・イン センティブの 認識に 関する規定	●●●● ※超インフレ下にある 子会社の財務諸表の換 算に関する規定 ※外国子会社の処分に 関する繰延外貨換算差 損益累計額の処理に 関する規定 ※深刻な通貨切下げ・ 貨幣価値の下落から生 じた外貨換算差損益の 会計処理規定	●●●● ※企業結合の分類に 関する基準 ※買収として処理され た企業結合における、 引当金設定に関する基 準 ※特別目的会社の連結 に関する規定	●● ※発行側の金融資産に 関する基準 ※金融資産および負債 の公正価値の開示に 関する基準	●● ※金融資産の認識中止 に関する規定 ※デリバティブに 関する規定
ウクライナ			● ※リース・イン センティブに 関する 会計 処理 規定	● ※超インフレ下にある 子会社の財務諸表の換 算に関する規定	●● ※買収の場合における 引当金設定に関する基 準 ※買収に要した原価の うち、取得した研究開 発費に当たたる部分を 決定する規定	●● ※発行側の金融資産に 関する基準 ※金融資産および負債 の公正価値の開示に 関する基準	●● ※金融資産の認識中止 に関する規定 ※デリバティブに 関する規定

図表 4-4 GAAP 2001 (IFAD, 2001) に基づく中近東およびアフリカの発展途上国の会計基準における重要項目の欠如

国名	長期工事請負契約 IAS11	有形固定資産 IAS16	リース IAS17	外貨建取引、外貨換算 IAS21	企業結合会計 IAS22	金融商品 (開示) IAS32	金融商品 (認識・測定) IAS39
モロッコ	● ※工事進行基準		● ※リース・インセンティブの認識に関する規定		● ※連結財務諸表作成に関する基準	● ※発行証券の分類に関する基準 (当該証券の実質的内容に準拠した分類基準) および発行側、複合証券の持分と負債への分類に関する規定 ● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※金融資産および夫妻に関する会計基準
サウジアラビア	● ※長期工事請負契約に関する会計基準	● ※有形固定資産に関する会計基準	● ※リース会計基準		● ※企業結合の分類に関する規定 および買収として処理された企業結合における引当金設定に関する規定 ● ※のれんおよび無形資産の償却年数が20年を超過する場合作る規定 ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ※金融証券に関する会計基準	● ※ヘッジ会計基準
トルコ			● ※リース・インセンティブの処理に関する規定		● ※連結財務諸表作成に関する基準	● ※発行側の金融証券および自己株式に関する会計基準 ● ※市場性のある有価証券以外の金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関する規定
エジプト			● ※オペレーティング・リース料およびリース・イオンセンティブの認識に関する規定	● ※超インフラ下にある子会社の財務諸表の換算に関する基準	● ※企業結合の分類に関する規定 ● ※買収として処理された企業結合における引当金設定に関する規定 ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※金融資産の認識中止に関する規定
イラン			● ※リース・インセンティブの処理に関する規定		● ※発行側の金融証券に関する会計基準	● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関する規定 ● ※金融負債に関する会計基準	● ※金融証券の認識・測定・認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関する規定 ● ※ヘッジ会計規定
南アフリカ							● ※デリバティブとトレディング・ライアビリティに関する会計基準 ● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※ヘッジ会計規定
チュニジア					● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ※発行側の金融証券に関する会計基準 ● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	● ※デリバティブとトレディング・ライアビリティに関する会計基準 ● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※ヘッジ会計規定
ケニア							

図表 4-5 GAAP 2001 (IFAD, 2001) に基づく主要先進諸国の会計基準における重要項目の欠如

国名	長期工事請負契約 IAS11	有形固定資産 IAS16	リース IAS17	外貨建取引、外貨換算 IAS21	企業結合会計 IAS22	金融商品 (開示) IAS32	金融商品 (認識・測定) IAS39
米国					※のれんおよび無形資産の償却年数が20年を超過する場合の、のれんの減損テストに関する規定 ●		
英国							
カナダ							
オーストラリア							● ※金融資産の認識中止に関する規定
オランダ					※買取として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定 ●		● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定
ドイツ	● ※オペレーティング・リースの支払リース料の認識に関する規定、またはリース・インセンティブに関する規定			● ※在外子会社の外貨建財務諸表の換算基準	● ※のれんおよび無形資産について20年を越えた償却年数が適用される場合の、当該資産の減損の見直しに関する基準 ● ※特別目的会社の連結に関する規定	● ※持分証券、負債証券の発行体側の会計処理に関する規定 ● ※金融資産および負債の公正価値の開示規定	
フランス					● ※のれんおよび無形資産の償却年数が20年を超過する場合の、のれんの減損テストに関する規定		
日本	● ※リース・インセンティブの認識に関する規定				● ※企業結合の分類に関する規定 ● ※買取として処理された企業結合における、引当金設定に関する規定		
シンガポール							● ※金融資産の認識中止に関する規定 ● ※デリバティブに関するヘッジ会計規定

市場とは、端的にいえば、売手と買手が、互いの情報に基づき、特定の財を取引する場所であろう。したがって、IAS 導入が資本市場の発達に寄与しているかどうかについては、やはり当該資本市場の売手と買手という二つの観点から考察することが必要であると思われる。具体的には、発展途上国の資本市場に参加する投資家と証券発行体に対し、IAS 導入がもたらすベネフィットについて考えてみたい。

各国の会計基準がIAS に収斂し、IAS に準拠した財務諸表が作成されるようになった場合、そのベネフィットを享受する者としてまず想定されるのが、国際的に活動を展開する投資家である。このような投資家を対象として行われた実態調査が3件ほど見つけられた。そこで本稿では、これらの実態調査の結果をもとに、IAS 導入により、投資家に対して生じると考えられるベネフィットについて検討してみたい。3件の実態調査の結果は、図表5のようにまとめられる。

これらの結果を概観すると、確かに、会計基準の国際的相違ならびに国際的調和化は、投資意思決定活動に影響を及ぼす要因として認識されている。ただし、国際的に活動する投資家が、IAS に代表される国際的な会計基準の設定を求めているかといえば、そうした需要がそれほど積極的に認められているとはいえない。むしろ重視されているのは、現地国のGAAPに関する知識である [Bhushan and Lessard, 1992, pp.158-160]。

また、Watty and Carlson (1998) の調査によれば、投資意思決定に有用なのは、現地国の経済・政治・社会的状況に関する情報や現地ブローカー等の助言であり [Watty and Carlson, 1998, pp.148-149]、財務諸表自体が投資意思決定の判断材料として最優先されてはいないということも分かる。したがって、発展途上国においても、その国内および海外の投資家の意思決定有用性をIAS 導入の論拠とするのは、やや説得力に欠けるように思われる。

次に、証券発行体（企業）の観点から、IAS 導入論の是非を検討してみたい。具体的に問題となるのは、IAS 導入の度合いと、各国資本市場において企業が行う資金調達活動の規模との間に、どの程度の

関連性があるのかということである。そこで、図表3-1で取り上げた発展途上国における証券取引所の各種データを、図表6-1として示してみた。さらに、主要先進諸国についても、同様のデータを図表6-2としてまとめてみた。

まず、これらの表における、資本市場重要度 (stock markets' importance in the national economy) という数値に注目されたい。この数値は、各証券取引所の株式時価総額を国内総生産 (gross domestic product) で除したもので、国内経済に占める証券経済の大きさを表している。二つの図表の数値を比較すると、先進国の数値が、ドイツと日本を除き、100%前後であるのに対し、発展途上国では、マレーシアとトルコが100%を越えているだけで、その他の国々では、国内経済に占める証券経済の重要性は低いといえる。

また、図表6-1の資本市場重要度を、図表3-1で示したIAS と各国国内会計基準との乖離状況に照らしてみると、IAS 導入の度合いと、資本市場重要度とは必ずしも相関関係が見出せないように思われる。たとえば、国内会計基準とIAS との乖離項目が比較的少ないメキシコ、ペルー、タイ、パキスタンの資本市場重要度はそれほど高くない。逆に、各地域において資本市場重要度の高い、チリ、マレーシア、トルコなどに目を向けると、これらの国の乖離項目数は相対的に多いことがわかる。数値だけみれば、IAS 導入が国内資本市場の発達に寄与しているかどうか、必ずしも明確ではないのである。

証券市場が古くから発達し、取引が活発に行われている国でも、会計基準国際化の試みが進められているとは限らない。そのことを例証する国として、インドがあげられる。インドは英国の旧植民地であった関係から、すでに1875年にはボンベイ証券取引所が開設され、その後も主要都市に証券取引所が創設された [1998年、大和総研、p.314]。事実、資本市場重要度も近隣諸国に比べ高く、上場企業数も6,838社と群を抜いている (図表6-1参照)。ところが1988年のIASCによる調査では、インドの会計基準はIAS との乖離の度合いが相対的に大きいという結果が出ている⁸⁾。

図表5 これまで実施された投資家に対するアンケートに基づく実態調査とその結果

	調査の目的	サンプルおよび調査方法	IASをめぐる問題への回答
Choi and Levich (1990)	資本市場の参加者が、当該市場における意思決定に際し、会計の国際的多様性(具体的には会計基準、開示基準、監査基準の国際的多様性)から受ける影響を明らかにすること。	ロンドン、ニューヨーク、東京、フランクフルト、チューリッヒの証券取引所に参加し、英国、米国、日本、西ドイツ(当時)、スイスのいずれかを本国とする機関投資家、証券発行体、証券引受業者、規制当局、および格付け機関、計52団体に對する、2者択一回答式と自由回答式を交えた質問票によるアンケート、ならびにインタビュー。	<p>※会計の国際的相違は、国際的投資意思決定に影響を与える要因として認識されている。</p> <p>※投資意思決定においては、その意思決定パターンから、同一国内における企業の財務諸表比較が多い。そこでは現地のGAAPや会計実への精通が重視される。</p> <p>※インタビューを試みた機関投資家のうち、国際財務報告に関連して生じる問題に對し、国際的な会計基準の設定が現実的な解決策となるかどうかという質問については、完全に見解が二分した。</p>
Bhushan and Lessard (1992)	国際投資マネージャーが行う投資の意思決定方法、意思決定に際して用いるスキル、主たる情報ソース、会計の国際的多様性から生じる問題に對する見解とその対処方法等の間に見られる相関関係を明らかにすること。	米国および英国の投資マネージャー94人と29人に對する選択回答式のアンケート調査。有効回答率は米国47% (44人)、英国48% (14人)。	<p>※会計基準の国際的調和化は国際的な投資意思決定に影響を及ぼす要因として認識されている。</p> <p>※投資意思決定の情報ソースとしての財務諸表は、US GAAPに準拠して組替えられたものより、現地のGAAPに準拠して作成された財務諸表が相対的に重視されている。</p> <p>※会計の国際的多様性への対処方法としては、現地のGAAPに関する知識の習得が重視されている。</p>
Watty and Carlson (1998)	IAS設定にあたり、財務諸表の利用者のニーズに焦点を当て基準設定を進める「総合品質管理アプローチ」が有効であることとを論じた上で、投資家のIASに對するニーズの水準を明らかにすること。	西ヨーロッパ、東南アジア、北米等において活動する、オーストラリアの機関投資家57人に對する、選択回答式および自由回答式の質問票を用いたアンケート調査。有効回答率は30% (17人)。	<p>※投資意思決定に有用な情報源としての財務諸表の優先順位は相対的に低い。現地の経済・社会的情勢に関する情報、現地ブローカー・アドバイザーの助言が相対的に重視されている。</p> <p>※IASに準拠した財務諸表の投資意思決定有用性については、「ない」という回答が最も多かった(高い: 18%、やや高い: 23%、普通18%、やや低い12%、ない29%)。ただし、質問票には、回答者のIASに對する知識を推し量るような質問はない。</p>

出典：Choi and Levich (1990), Bhushan and Lessard (1992), Watty and Carlson (1998) の内容をもとに作成

図表 6-1 発展途上国の資本市場に関するデータ

地域	国		資本市場の金額に関するデータ				上場企業数***		各国企業の海外証券取引所における上場数****	
	国名	証券取引所*	GDP**	株式時価総額**	資本市場重要度	国内企業	外国企業	NYSE	ロンドン	
中	アルゼンチン	ブエノスアイレス	273.7	33,384	12.2%	116	3	11	1	
	ブラジル	サンパウロ	499.1	186,238	37.3%	438	3	33	1	
	チリ	サンチャゴ	65.4	56,310	86.1%	248	1	23	0	
南	メキシコ	メキシコ	608.0	126,258	20.8%	167	5	27	0	
	ペルー	カラカス	122.9	0,006	0.004%	63	0	2	0	
ア	リマ	リマ	53.0	9,790	18.5%	204	23	3	0	
	韓国	韓国	417.6	194,470	46.6%	688	0	5	9	
	マレーシア	クアラルンプール	89.0	118,981	133.7%	804	3	0	4	
	フィリピン	フィリピン	70.7	20,629	29.2%	230	2	2	0	
	タイ	タイ	115.4	35,950	31.2%	385	0	0	0	
	中国	上海	1170.3	325,341	27.8%	572	0	13	5	
	インド	ボンベイ、NSE	498.7	229,967	46.1%	6,838	0	9	18	
	インドネシア	ジャカルタ、スラバヤ	145.6	27.1	18.6%	520	0	3	2	
	パキスタン	カラチ	59.2	4,903	8.3%	n.a.	n.a.	0	0	
	チェコ	プラハ	55.8	8,150	14.6%	47	0	0	4	
欧	エストニア	タリン	5.2	1,483	28.5%	17	0	0	1	
	ハンガリー	ブダペスト	50.1	10,313	20.6%	55	1	1	5	
	ポーランド	ワルシャワ	179.9	26,155	14.5%	225	0	0	12	
	スロバキア	ブラチスラバ	20.5	0,544	2.7%	9	0	0	0	
	ブルガリア	ブルガリア	12.7	0,082	0.6%	27	0	0	0	
	ラトビア	リガ	7.9	0,697	8.8%	63	0	0	1	
	リトアニア	リトアニア	12.0	1,196	10.0%	45	0	0	1	
	ルーマニア	ブカレスト	38.0	1,103	2.9%	60	0	0	1	
	ロシア	—	306.7	—	—	—	—	4	3	
	ウクライナ	—	39.3	—	—	—	—	3	0	
中東・アフリカ	モロッコ	カサブランカ	34.3	9,093	26.5%	55	0	0	1	
	サウジアラビア	—	167.3	—	—	—	—	0	0	
	トルコ	イスタンブール	34.3	47,150	137.5%	310	1	1	9	
	エジプト	エジプト	96.9	24,537	25.3%	1,109	1	0	8	
	イラン	テヘラン	120.8	7,385	6.1%	297	0	0	0	
	南アフリカ	ヨハネスブルグ	113.0	84,343	74.6%	510	22	3	24	
	チュニジア	—	20.7	—	—	—	—	0	1	
	ケニア	ナイロビ	10.5	1,045	10.0%	57	1	0	1	

* 本表の株式時価総額、上場企業数は当該欄に示された証券取引所の数字である。インドのNSEはNational Stock Exchangeの略。

** 2001年末。単位：10億ドル。

*** 2001年末（ただし上海証券取引所だけは2000年末、—はデータなし）。

**** 2001年末、ロンドン証券取引所については2002年6月28日現在の数字である。

図表 6-2 主要先進諸国の資本市場に関するデータ

国		資本市場の金額に関するデータ			上場企業数***		各国企業の海外証券取引所 における上場数****	
国名	証券取引所*	GDP**	株式時価総額**	資本市場重要度	国内企業	外国企業	NYSE	ロンドン
米 国	NYSE, AMEX, NASDAQ	10,200.7	13,826.483	135.5%	6,115	954	65	—
英 国	ロンドン	1,416.9	2,164.716	152.8%	1,926	448	—	67
カナダ	トロント、CVE	702.9	697.07	99.2%	1,353	41	18	78
オーストラリア	オーストラリア	352.8	375.130	106.3%	1,334	76	21	12
オランダ	アムステルダム	382.0	682.150	178.6%	234	158	19	20
ドイツ	フランクフルト	1,858.3	1,071.748	57.7%	748	235	9	16
フランス	パリ	1,313.5	1,540.810	117.3%	808	158	8	21
日 本	東京	4,176.9	2,264.527	54.2%	2,103	38	26	16
シンガポール	シンガポール	87.6	117.338	133.9%	424	68	1	2

* 本表の株式時価総額、上場企業数は当該欄に示された証券取引所の数字である。CVE は Canadian Venture Exchange の略。

** 2001 年末 単位 10 億ドル (ただし、フランスとオランダに関しては 2000 年末)。

*** 2001 年末単位：10 億ドル (ただし、フランスとオランダに関しては 2000 年末。2001 年よりユーロネクスト証券市場としての合計数値として発表されているため)。

**** 2001 年末。

***** ニューヨーク証券取引所については 2001 年末、ロンドン証券取引所については 2002 年 6 月 28 日現在の数字である。

出典：International Federation of Stock Exchanges (2002a), International Federation of Stock Exchanges (2002b), International Federation of Stock Exchanges (2002c), International Federation of Stock Exchanges (2002d), International Federation of Stock Exchanges (2002e), International Federation of Stock Exchanges (2002f), London Stock Exchange (2002), New York Stock Exchange (2002), 日本貿易振興会 (2002) をもとに作成 (図表 6-1、2 と同じ)

その原因は、当時インド政府の採用していた厳格な外貨導入制限にあったように思われる。事実、90年代初頭、外貨導入規制が大幅に緩和されるようになって以降、会計基準の改定や、インド企業による国際的な会計基準に準拠した財務諸表作成が進むようになった [Iyer, 2001, p.100]。このことから考えると、IAS 導入の意義とは、単に資本市場の規模や、国内経済に占める証券経済の重要性から生じるものではなく、資本市場の国際化が進むことによって、はじめて論じられるものではないかと思われる。

そこで、発展途上国の資本市場の国際性についても検討してみたい。資本市場の国際性を表すデータの一つとして、証券取引所における外国企業の上場数があげられる。図表 6-1、6-2 では、各国の主要証券取引所における外国企業の上場数が示されている。先進国の各取引所における外国企業上場数がすべて二桁以上であるのに対し、発展途上国では、外国企業上場数 0 の国が大半を占めている。発展途上国の資本市場において外国企業が資金調達を行うケースは極めて少ないように思われる。

逆に、各発展途上国の企業が、海外の主要資本市場でどれだけ資金調達を行っているかについても見てみたい。図表 6-1 の右端の欄では、ニューヨーク証券取引所（図表中の表記は NYSE）とロンドン証券取引所における各発展途上国企業の上場数を表している。図表 6-2 で示した先進諸国の数値と比べた場合、一部の南米諸国およびインド、南アフリカを除けば、外国で資金調達を行っている発展途上国企業は限られているといえるのではないだろうか。

海外の資本市場で株式等を上場する企業にとっては、会計基準の調和化によって、財務諸表の作成コストが減少するというベネフィットが得られる⁹⁾。その結果、海外における資金調達活動、ならびに各国の資本市場における取引は活発化する。これは、今日までの会計基準の国際的調和化に関する議論においては通説になっているように思われる¹⁰⁾。ところが、この通説についても、現実とは必ずしも一致しないのではないかとの疑問がもたれる。

たとえばロンドン証券取引所では、IAS に準拠した財務諸表の提出が認められるなど、ニューヨーク

証券取引所に比べ、上場に関する規制は緩かった。ところが、図表 6-1 をみると、ニューヨーク証券取引所ではブラジル、メキシコ、チリを中心に、多くの南米企業が上場しているのに対し、ロンドン証券取引所において南米企業の上場はほとんどみられない。これは南米諸国と北米との経済関係の密接さから生じた結果ではないかと推察される。このように、各国企業がどこで資本調達を行うかについては、多くの要因が関係しており、IAS 導入と資本調達活動の国際化を短絡的に結びつけて考えることはできない。

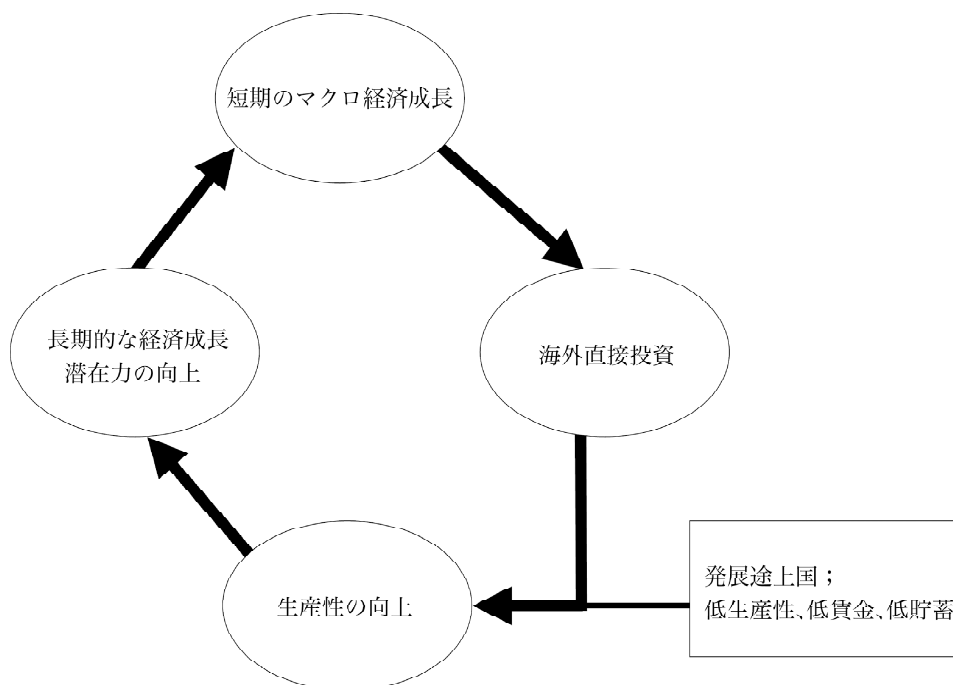
以上のように、投資家ならびに証券発行体、いずれの立場から検討しても、IAS 導入肯定論を裏付ける事実は乏しいように思われる。とくに発展途上国の資本市場についていえば、現段階においては、その発達の度合いや国際性はいまだ低く、また発展途上国企業の海外資金調達もそれほど活発ではないように思われる。したがって、発展途上国への IAS 導入の意義を、資本市場という観点からのみ論じ、先進国で生じると考えられるベネフィットをそのまま当てはめてみても、その説得力は弱いように思われる。

5. 海外直接投資を視座とした IAS 導入の意義についての検討

IAS 導入肯定論では、経済発展ための要件として資本市場の整備に重点を置き、さらに資本市場発達の必要条件として、IAS 導入を位置付け、その意義が論じられている。ところが、発展途上国の現状を概観する限り、それが IAS 導入肯定論によって必ずしも説明されえないことは、前節で述べた通りである。では、逆に IAS 導入否定論者が主張するように、先進国とは環境変数の異なる発展途上国への IAS 導入は、不適切なものといえるのだろうか。

自由主義経済を目標とした発展途上国の経済発展にとって、先進国並みの高度な資本市場を発達させ、市場を通じて資本の効率的配分を図るということは、長期的なスパンで問題を捉えた場合、確かに不可欠なものではあろう。ただ、経済発展の初期段階にお

図表7 海外直接投資による発展途上国の経済発展メカニズム



出典：PricewaterhouseCoopers (2001b, p.12) を一部修正の上、作成

いて、それ以上に重要なのは、発展途上国が、いわば発展のためのアクセラレーターとして、先進諸国の海外直接投資をいかに呼び込むかということと思われる。その重要性は、積極的な外資導入政策を採り、めざましい成長を遂げたシンガポールの事例をみれば明らかといえよう。

図表7は、発展途上国における経済発展のメカニズムを示したものである。低生産性、低賃金、低貯蓄という、いわば縮小再生産も生じかねない状況にある発展途上国において、海外直接投資をきっかけとし、循環的な経済発展を実現可能にするモデルがそこに示されている。発展途上国へのIAS導入の意義を、現実の状況と矛盾することなく説明するには、議論の視座を、資本市場から海外直接投資に切り替える必要があると思われる。

2002年6月28日付の日本経済新聞紙上で、同新聞社が日本の主要企業のトップに実施した、中国投資に関するアンケート調査結果が公表された。この調査によれば、中国で事業を展開する上での具体的なリスクとして、もっとも多くあげられたのは、会計・

税金・法律の不備という回答であった¹¹⁾。この調査結果が示唆しているのは、発展途上国へ進出する企業にとって、現地国における会計制度の不備は大きなリスクの一つとなりうるということである。逆にいえば、発展途上国にとって、自国の会計制度を整備するという事は、企業の投資先、進出先としての魅力を高めることにつながる。そこで以下では、IAS導入を、海外からの直接投資を引き付けるための要件として捉え、その意義について論じてみたい。

海外直接投資と会計基準、会計制度との関係については、米国の大手会計事務所である、プライスウォーターハウスクーパース (PriceWaterhouseCoopers; 以下PWC) から、ある研究報告書が公表されている¹²⁾。この研究では、世界35ヶ国を対象に、各国について“不透明性 (opacity)”¹³⁾を数値化し (不透明性指数: opacity index)¹⁴⁾、この不透明性が高いがゆえに、実施されなかった、または“別の国へ流れてしまった海外からの直接投資 (deterred foreign direct investment)”を算出しようという試みがなされている。

同研究では、各国の不透明性は5つの要素¹⁵⁾から成り立つとされるが、その一つとして“会計に関する不透明性 (accounting opacity)”があげられている。本稿では、この会計に関する不透明性に注目してみたい。

会計に関する不透明性指数（以下、会計不透明性指数）は、各国の会計・開示基準、ならびに各国企業の開示する会計情報に関するアンケート調査をもとに算定されており、100点を満点として、数値が大きいほど不透明性が高い。この会計不透明性指数と、IASからの乖離項目数を並べて示したのが図表8である。

ここで分かるのは、IASからの乖離は必ずしも会計不透明性指数と比例していないということである。たとえば、中南米地域に目を向けると、もっとも不透明性指数の低いチリは、IASからの乖離項目数が多く、IFAD (2000)によれば、32項目で同地域中1位、IFAD (2001)では、37項目でアルゼンチンに次ぐ第2位である。逆に乖離項目数の少ないメキシコやペルーは、不透明性指数でチリを上回っている。チリと同様のことが、アジア地域の韓国についてもいえる。韓国は、アジア地域において、IFADによる第1回目の調査では乖離項目数が3番目に少なく、第2回の調査では2番目に少ない。ところが、会計不透明性に関しては90ポイントという異例の高さを示している。IFADの2度の調査ともに、乖離項目数の最も少なかった発展途上国は南アフリカであるが、同国の会計不透明性指数は82ポイントで、調査対象となった発展途上国のなかで3番目に高い。

同表において、不透明性指数より右の欄に示されているのが、不透明性指数算定の基礎であるアンケートの回答、すなわち、会計に関する不透明性の原因と認識される問題を8つのカテゴリーに分けて示したものである。同研究では、自国の会計基準と国際的な会計基準との違いという問題は、6番目の「国際経済関連問題」というカテゴリーに属するものとされている [PWC, 2001a, p.15] が、これを会計に関する不透明性の理由としてあげた回答者はわずか3名であった¹⁶⁾。

また、図表9は、PWC (2001a) による、各国の

会計基準の品質に関するアンケート結果である¹⁷⁾。ここでも、チリの会計基準の質が上位に位置しているのに対し、IASからの乖離が比較的小さいタイなどは、逆に下位にランクされていることが分かる。これらの結果をみると、IASを導入する、あるいはIASと類似性の高い会計基準を設定することは、海外からの直接投資額の増減にあまり影響を与えないということになるが、はたして、この結論は妥当であろうか。

今日、海外直接投資、とりわけ発展途上国への直接投資において中心的な役割を果たしているのは、多国籍企業である [Gillis, et al., 1996, p.403]¹⁸⁾。すなわち、多くの海外直接投資を集めるのは、多国籍企業をいかに多く受け入れるかにかかっているということができよう。では、多国籍企業は、どのようにして（直接）投資先を決定するのであろうか。

多国籍企業がどのようにして進出先の国を選ぶかという問題について、そのメカニズムを示したのが図表10である。これは英国の多国籍企業論者、J. H. Dunning の展開する議論を図にしたものである。Dunningによれば、企業がどの国に、どのような形態で進出し、どのような活動を行うかは、当該企業とその受入国それぞれがもつ、優位性や制約要因との相互関係によって決定される [Dunning, 1993, pp. 549-551]。

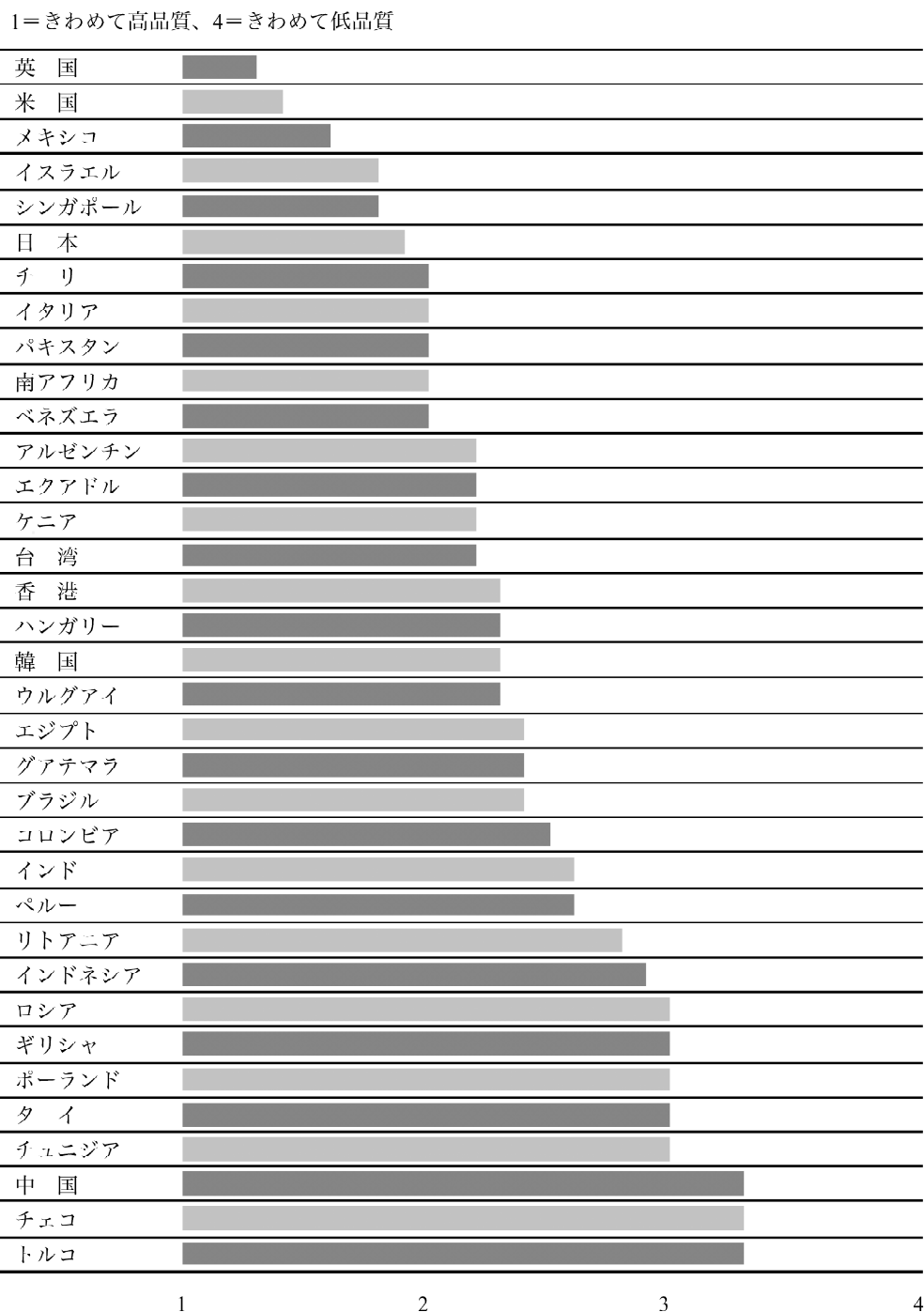
本稿は多国籍企業の行動について論じることを目的とするものではない。ゆえに詳細な説明は省略するが、端的に言えば、企業側から見た場合、受入国が多国籍企業にとって望ましい優位性を備えていれば、多国籍企業が当該国へ進出する可能性は高まると考えられる。

この場合、受入国に備わっている優位性は、立地特殊的優位 (local specific advantage) と呼ばれ¹⁹⁾、具体例として、当該国における天然資源の賦与状態、インフラストラクチャーの整備状況、輸送費や通信費など各種コストの水準などがあげられる [Dunning, 1979, pp.275-276]。インフラストラクチャーのなかには、商業や法律に関するものも含まれる [Dunning, 1979, p.276]。また、多国籍企業の本国と、その受入国との間の、言語、文化、取引、習慣などの相違

図表 8 発展途上国における IAS 導入の状況と会計不透明性指数 (PWC, 2001)

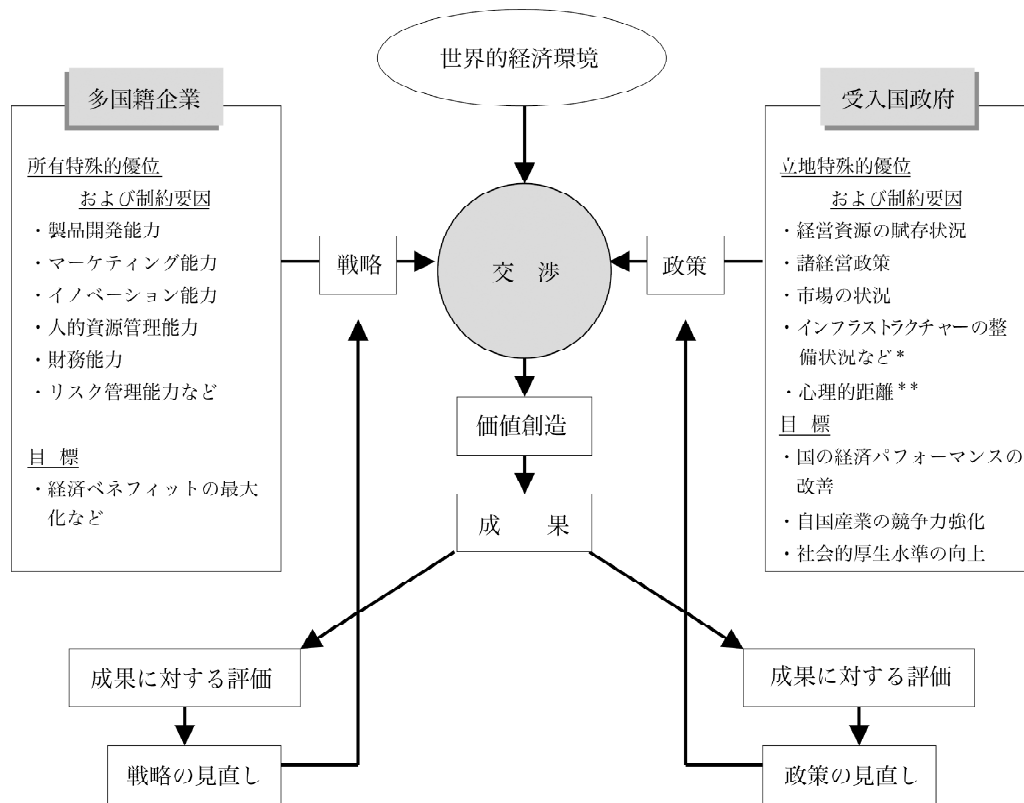
地域	国名	IAS との乖離項目数*		会計不透明性指数**	会計不透明性に関する具体的な問題***								
		GAAP 2000	GAAP 2001		特定の問題 会計問題	社会関連 問題	規制・政策 関連問題	金融関連 問題	雇用・年金・ 職業教育 関連問題	国際経済 関連問題	開示関連 問題	税務関連 問題	
中 南 米	アルゼンチン	28 (12)	43 (15)	49	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	ブラジル	24 (14)	33 (14)	63	3	0	3	0	2	1	3	2	
	チリ	32 (14)	37 (16)	28	5	1	0	0	0	0	2	1	
	メキシコ	9 (0)	13 (0)	29	0	0	1	0	0	1	0	1	
	ペネズエラ	22 (14)	28 (18)	50	12	0	0	0	0	2	0	1	
	ペルー	9 (3)	6 (1)	61	10	0	1	3	0	1	1	2	
ア ジ ア	韓国	15 (5)	17 (7)	90	12	0	0	1	0	0	1	1	
	マレーシア	20 (15)	26 (17)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フィリピン	22 (14)	25 (14)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	タイ	10 (5)	16 (12)	78	6	2	1	0	0	0	3	8	
	中国	19 (9)	26 (14)	86	5	2	2	2	3	1	4	2	
	インド	27 (14)	28 (14)	79	1	1	5	0	0	0	6	1	
	インドネシア	18 (6)	20 (6)	68	1	4	7	0	3	3	4	1	
	パキスタン	13 (6)	19 (8)	62	0	6	0	2	0	0	1	0	
	チエコ	32 (15)	35 (15)	77	1	0	0	0	0	0	2	0	
	エストニア	17 (13)	24 (14)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
欧 州	ハンガリー	37 (17)	44 (17)	53	0	3	1	0	1	2	5	2	
	ポーランド	34 (18)	43 (18)	55	8	0	0	0	0	0	1	0	
	スロバキア	—	30 (17)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ロシア	43 (23)	52 (23)	81	3	0	4	0	0	2	0	2	
	ブルガリア	—	25 (14)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ラトビア	—	28 (22)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	リトアニア	—	35 (18)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ルーマニア	—	0 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ウクライナ	—	23 (16)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

図表9 各国会計基準の質に関するアンケート調査の結果



出典：PricewaterhouseCoopers (2001b, p.54) から引用。

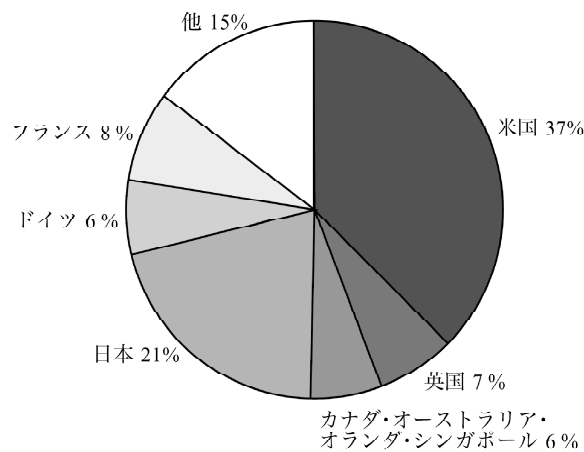
図表10 多国籍企業とその受入国の関係



* インフラストラクチャー：法律、商業、交通など
 ** 文化、言語、取引、習慣などの相違

出典：Dunning, J. H. (1993, p.550) を一部加筆の上、引用

図表11 多国籍企業500社（Fortune Global 500）の国別構成比



出典：fortune global 500 (Anonymous, 2002) をカウントし、作成

ストラリア²³⁾では、国際的にみて重要と考えられる7項目 [Saudagaran and Diga, 1997, p.50] について、会計基準の欠如の少ないことが見て取れる。

したがって、発展途上国においてIASを導入するということは、アングロ=アメリカン型会計制度国の企業が進出する上で有利な条件、すなわち、立地特殊的優位を高めることにつながるといえる。多国籍企業の大半がアングロ=アメリカン型会計制度国を母国としている事実を考えれば、IASの導入を通じ、アングロ=アメリカン型の会計基準を備えることは、多くの多国籍企業を受け入れ、ひいては多くの海外直接投資を呼び込む上での優位性を構築することになると思われる。ここに、発展途上国においてIASを導入する意義が見出される。

図表12を参照されたい。本表の右端の欄に示されているのは、各国で公表された過去3年間における、各国の対内海外直接投資に占める、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、オランダ、シンガポールからの投資の比率である。比較的データの揃っている中南米、アジア地域に注目すると²⁴⁾、IASとの乖離項目数が比較的小さいメキシコ、ペルー、韓国、タイ、パキスタンでは、アングロ=アメリカン型会計制度国からの直接投資の割合が相対的に高くなっている²⁵⁾。このことは、上述の発展途上国におけるIAS導入の意義を裏付ける、一つの証左となるのではないだろうか。

6. むすびにかえて

発展途上国へのIAS導入をめぐる従来の議論は、導入肯定論と否定論に二分されるが、そのいずれもが、当該国の資本市場の発達と関連付けて論じられたものであった。また、多くの論者が、発展途上国の環境変数を論拠に、IAS導入について否定的な見解を示しているにもかかわらず、実際には多くの発展途上国でIASの導入が実施されている。

ところが、IAS導入の状況と、当該国の資本市場の規模や国際性との間には必ずしも関連性を見出すことはできなかった。IASの導入が資本市場の発展を促し、ひいては一国の経済発展につながるという

IAS導入肯定論で展開された仮説は、現実の状況と一致しているとはいえないのである。

IAS導入肯定論において、資本市場を議論の視座としている限り、発展途上国の現状を十分に説明することは難しい。そこで、第5節で論じたように、多国籍企業による海外直接投資を視座として、発展途上国へのIAS導入の意義を検討した場合、矛盾の少ない説明が可能になったように思われる。

IASについては、これまで、その設定プロセスにおける英米の影響力の強さ、ならびに英米の会計基準との類似性が指摘されてきた。一方、多国籍企業の大半は、英米を中心としたアングロ=アメリカン型会計制度国を母国としている。さらに、海外からの直接投資は、発展途上国の経済発展にとって重要な要件であるとともに、多くの海外直接投資が大規模多国籍企業によって実施されている。

以上の点を斟酌した上で、会計基準を多国籍企業の受入国のもつビジネス・インフラストラクチャーの一つと捉えた場合、多国籍企業を誘致する上での立地特殊的優位を形成するという点で、発展途上国へのIAS導入の意義が見出される。このような考えによれば、先進国とは環境変数の異なる発展途上国においてIASが導入されているという現実が矛盾なく説明されるとともに、IAS導入によってもたらされる経済発展効果を主張することが可能となる。すなわち、多国籍企業による海外直接投資を議論の視座とすることで、発展途上国へのIAS導入肯定論と否定論を融合することができると思われる。

本稿では、図表等で取り上げた各発展途上国について、その詳しい事情には触れなかった。今後の課題として、外資導入政策で経済発展を遂げたシンガポール、現在積極的な外資導入を図るとともに、会計基準の改定が急速に進んでいるといわれるインド、あるいは、資本主義経済への転換を図る東欧諸国などについて、会計基準設定の状況、ならびに英米系多国籍企業による投資額の推移等を観察していくことが必要になると思われる。

図表12 IAS 導入の状況と当該国対内直接投資に占める英米加豪蘭新投資の比率

地域	国名	IAS との乖離項目数		対内 FDI に占める 英米加豪蘭新の比率*
		GAAP 2000	GAAP 2001	
中 南 米	アルゼンチン	28 (12)	43 (15)	36.88% (2000年末累計)
	ブラジル	24 (14)	33 (14)	35.34%
	チリ	32 (14)	37 (16)	42.84%
	メキシコ	9 (0)	13 (0)	84.20%
	ベネズエラ	22 (14)	28 (18)	15.46%
	ペルー	9 (3)	6 (1)	50.47% (2001年末累計)
ア ジ ア	韓国	15 (5)	17 (7)	49.09%
	マレーシア	20 (15)	26 (17)	55.03%
	フィリピン	22 (14)	25 (14)	27.41%
	タイ	10 (5)	16 (12)	43.80%
	中国	19 (9)	26 (14)	23.15%
	インド	27 (14)	28 (14)	27.67%
	インドネシア	18 (6)	20 (6)	30.72% (2000年末累計)
	パキスタン	13 (6)	19 (8)	67.51%
欧 州	チェコ	32 (15)	35 (15)	48.27%
	エストニア	17 (13)	24 (14)	—
	ハンガリー	37 (17)	44 (17)	—
	ポーランド	34 (18)	43 (18)	28.55%
	スロバキア	—	30 (17)	—
	ロシア	43 (23)	52 (23)	56.46%
	ブルガリア	—	25 (14)	—
	ラトビア	—	28 (22)	—
	リトアニア	—	35 (18)	—
	ルーマニア	—	0 (0)	18.63% (2000年末累計)
	ウクライナ	—	23 (16)	—
中 東 ・ ア フリ カ	モロッコ	30 (20)	28 (18)	—
	サウジアラビア	19 (18)	25 (20)	74.76% (99年データのみ)
	トルコ	28 (16)	29 (15)	33.20% (2000年末累計)
	エジプト	23 (11)	25 (13)	23.46% (2000年末累計)
	イラン	22 (13)	21 (11)	1.92%
	南アフリカ	9 (5)	5 (3)	48.22%
	チュニジア	—	21 (14)	—
	ケニア	—	0 (0)	24.56% (2000年末累計)

* 日本貿易振興会のウェブサイト (<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>) で公開されているデータをもとに作成。原則として各国ごとに公開されている最新三年間のデータの平均値。それ以外の方法で求められている数値は、その方法を () 内に示してある。

出典：IFAD (2000, 2001)、日本貿易振興会 (2002) をもとに作成

注

- 1) IASB によって今後公表される基準は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) と呼称されるが、本稿では、すでに公表済みの基準について論じているため、従来通り、IAS と表記する。
- 2) 資本も経済的希少性をもつものであり [Riahi-Belkaoui, 1994, p.96]、資源の中の一つと解される。
- 3) 会計と経済発展との関係について、詳しくは Lee (1987)、Ndubizu (1992)、Riahi-Belkaoui (1994) 等の文献を参照されたい。
- 4) IASC (1989, par.10) において、財務諸表の主たる利用者として投資家を想定していることが示されている。
- 5) IFAD (2000) では53ヶ国、IFAD (2001) では62ヶ国が調査対象となっている。
- 6) この項目数は、IFAD (2000, 2001) において各国ごとに列挙されている乖離項目の数をカウントしたものである。そこでは、たとえばアルゼンチンにおいて、IAS22号 (企業結合会計) について「企業結合の類型化に関する基準」と「買収にあたっての引当金に関する基準」の2点での乖離が指摘されているように (図表4-1 参照)、一つの基準について複数の乖離項目があげられている場合も多い。またこれらの乖離項目は、財務諸表数値への影響の大きさをもとに分類列挙されている。したがって、乖離項目数のカウントの仕方は、本稿で採用した方法以外にも考えられる。カウント方法を工夫することは今後の研究の課題としたい。
- 7) 図表3-1 に示した国のうち、ルーマニアとケニアは乖離項目数が0である。両国ともに独自の会計法規を備えてはいるものの、公認会計士による外部監査において、企業がIASに準拠した財務諸表を作成している場合には無限定適正意見が表明される。したがって、乖離項目数0という数値は、実質的にはIASが自国の会計基準として機能していることを意味している [IFAD, 2001, p.77, 109]。
- 8) この調査結果については、Gernon, Purvis and Diamond (1990) を参照されたい。なお、インドの会計基準のIASへの準拠性指数は56%とされている。
- 9) つまり、企業が異なる国で資金調達を行うため、各証券取引所に財務諸表を提出する場合、この作成基準が統一されていれば、他国の会計基準に準拠した財務諸表作成のコストを削減できるのである。
- 10) この点については、Mason (1978, p.124) をはじめ、すでに70年代から諸文献の中で指摘されている。また、Strategy Working Party of the IASC (1998, p.46) や Carsberg (1997, pp.14-15) など、近年の文献においては、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) によりIASがコア・スタンダードとして採用されることを理由に、財務諸表作成コストの削減というベネフィットが一層強調されるようになった。
- 11) 全回答の49.5%を占めている。詳しくは日本経済新聞 (2002年6月28日、p.7) を参照されたい。
- 12) この研究報告書は、2001年2月、スイスのダボスで開催された World Economic Forum における The Corporation and the Public: Open for Inspection というタイトルのセッションにおいて公表された。なお、この研究の詳しい内容については、PWC (2001a, 2001b) を参照されたい。
- 13) 不透明性とは「一般に事業活動、金融活動、政府による規制活動などが展開される場合、そこで行われる実務に、明確さ、厳格さ、共通の形式、識別可能性、広く認められた一般性が欠けていること」 [PWC, 2001a, p.3] と定義されている。
- 14) 不透明性指数は、35ヶ国の投資家、銀行、会計士に対するアンケート調査の結果をもとに算定されている。
- 15) 具体的には、①不正な実務 (corruption)、②法律に関する不透明性 (legal opacity)、③経済・政策に関する不透明性 (economic opacity)、④会計に関する不透明性 (accounting opacity)、⑤規制に関する不透明性 (Regulatory opacity) が不透明性の5要素である [PWC, 2001a, p.8]。
- 16) ブラジル、中国、ハンガリーの回答者のなかに一名ずつみられた。回答の表現は、それぞれ「現地の GAAP」 [PWC, 2001a, p.36]、「外国出資企業と国内企業との会計基準の相違」 [PWC, 2001a, p.36]、「証券取引所において、IASに準拠した財務諸表が求められていない」 [PWC, 2001a, p.38] というものだった。
- 17) アンケートの回答者はそれぞれ、自国の会計基準の質について回答している [PWC, 2001a, p.13]。
- 18) Gillis, et al. [1996, p.403] によれば、1980年の段階で、世界の海外直接投資の8割が多国籍企業500社によって行われている。
- 19) 他方、企業のもつ優位性は所有特殊の優位と呼ばれ、具体的には、企業の有する無形固定資産、管理・経営・マーケティング・研究開発等に関する能力が上げられる [Dunning, 1979, pp.275-276]。
- 20) Wallace and Briston (1993) は、会計に関するインフラストラクチャーとして、3種類の要素をあげている。すなわち、①会計情報の供給に関する要素 (supply factor)、②会計情報の品質に関する要素 (quality factor)、③会計情報の需要に関する要素 (demand factor) の3つである [Wallace and Briston, 1993, p.202]。このうち、②は会計情報の品質を管理するためのシステムであり、会計情報の作成・伝達・利用に関する法律や規定がそこに含まれる [Wallace and Briston, 1993, p.202]。したがって、会計基準は、会計情報の質を維持するためのインフラストラクチャーといえる。
- 21) IASC 設立の経緯については、Benson [1976] が詳しい。IASC の設立は、1972年シドニーで開催された第10回会計士国際会議における、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA)、イングランドおよびウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered

- Accountants in England and Wales : ICAEW)、スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of Scotland:ICAS)、カナダ勅許会計士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountants:CICA) の4団体からの呼びかけがきっかけとなった [Benson, 1976, p.36]。なお、AICPA、ICAEW、CICA の3団体は1966年、会計士国際研究グループ (Accountants International Study Group : AISG) を発足させ、後の IASC 設立の礎を築いている。AISG については、前掲の文献とともに Thomas [1970] を参照されたい。
- 22) たとえば、Perera [1989, p.54]、Hove [1990, pp.57-64]、広瀬 [1995, pp.255-256] などを参照されたい。
- 23) この4ヶ国は、いわゆる G4+1 の構成メンバーである。
- 24) 東欧の旧社会主義国や中東、アフリカ諸国においては、データを対外的に公表していない、もしくは公表が遅れがちであることから、数値を示すことができなかった。
- 25) 例外はマレーシアである。ただし、マレーシアでは、IAS を叩き台として会計基準が設定されている [MacGregor, Hossain, and Yap, 1997, p.107]。したがって、欠如項目数は多いものの、現存の会計基準について、IAS との類似性は高いといえる。事実、図表3-1 から分かるように、他のアジア諸国と比べ、マレーシアの相違項目数は少ない。
- 参考文献**
- Anonymous (2002), fortune global 500, http://www.fortune.com/indexw.jhtml?channel=list.jhtml&list_frag=list_global500.jhtml&list=19&_requestid=151096
- Baydoun, Nabil, Akira Nishimura, and Roger Willett (1997), *Accounting in the Asia-Pacific Region*, John Wiley & Sons (Asia) Pte Ltd., Singapore.; 西村明監訳 (1995)、『アジア太平洋地域の会計』、九州大学出版会。
- Belkaoui, A. (1988), "Accounting for the Developing Countries," in *The New Environment in International Accounting*, Wesport, Quorum Books.
- Benson, Henry (1976), "The Story of International Accounting Standards," *Accountancy*, July, pp.34-39.
- Bhushan, Ravi and Lessard (1992), "Coping with International Accounting Diversity : Fund Manager's Views on Disclosure, Reconciliation, and Harmonization," *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol.4 No.2, pp.149-164.
- Briston, R. J. (1978), "The Evolution of Accounting in Developing Countries," *The International Journal of Accounting*, Vol. 14, No. 1, Fall, pp.103-120.
- Briston, R. J. (1984), "Accounting Standards and Host Country Control of Multinationals," *British Accounting Review*, Vol. 16, pp.12-26.
- Cairns, David (1990), "Aid for the Developing World," *Accountancy*, March, pp.82-85.
- Carsberg, Sir Bryan (1997), "The Role and Plans of the International Accounting Standards Committee," in *IASC toward Convergence of National Accounting Standards?*, pp.11-41, Paris, Mazars & Guerard.
- Chamisa, Edward E. (2000), "The Relevance and Obserbance of the IASC Standards in Developing Countiries and the Paticular Case of Zimbabwe," *The International Journal of Accounting*, Vol.35 No.2, pp.267-286.
- Choi, F. D. S. and Levich, R. L. (1990), *The Capital Market Effects of International Accounting Diversity*, Illinois, Jones-Irwin.
- Craig, Russell and Joxelito Diga (1998), "Corporate Accounting Disclosure in ASEAN," *Journal of International Management and Accounting*, pp.246-247.
- Dunning, J. H. (1979), "Explaining Changing Patterns of International Production : In Defense of the Eclectic Theory," *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol.41, pp.269-296.
- Dunning, J. H. (1993), *Multinational Enterprises and the Global Economy*, Wokingham, Addison Wesley.
- Enthoven, J. H. (1965), "Economic Development and Accountancy," *The Journal of Accountancy*, August, pp.29-35.
- Gernon, Helen, S. E. C. Purvis, and Michael A. Diamond (1990), *An Analysis of the Implications of the IASC's Comparability Project*, *Topical Issues Studies No. 3*, School of Accounting University of Southern California.; 新井清光他訳 (1992)、『会計基準の国際的調和』、中央経済社。
- Gillis, Malcom, Dwight H. Perkins, Michael Roemer and Donald R. Snodgrass (1996), *Economics of Development Fourth Edition*, W. W. Norton & Company, New York.
- Hassan, Naim A. (1998), "The Impact of Socioeconomic and Political Environment on Accounting System Preferences in Developing Countries," *Advances in International Accounting*, Supplement 1, pp.42-88.
- Hove, Mfandaizda R. (1986), "Accounting Practices in Developing Countries: Colonialism's Legacy of Inappropriate Technologies," *The International Journal of Accounting*, Vol.22 No.1, pp.81-100.
- Hove, Mfandaizda R. (1990), "The Anglo-American Influence on International Accounting Standards—The Case of the Diclosure standards of the International Accounting Standards Committee —," *Research in Third World Accounting*, Vol.1, pp.55-66.
- International Accounting Standards Committee (1989), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London, International Accounting Standards Committee.
- International Federation of Stock Exchanges (2002a), *Number of Companies with Shares Listed*, <http://www.fibv.com/publications/Ta1100.xls>
- International Federation of Stock Exchanges (2002b), *Market*

- Capitalization of Shares of Domestic Companies*, <http://www.fibv.com/publications/Ta1300.xls>
- International Federation of Stock Exchanges (2002c), *Concentration of 5% most Capitalized and most Traded Domestic Companies*, <http://www.fibv.com/publications/Ta1700.xls>
- International Federation of Stock Exchanges (2002d), *Stock Markets Importance in the National Economy*, <http://www.fibv.com/publications/Ta3400.xls>
- International Federation of Stock Exchanges (2002e), *Number of Companies With Shares Listed*, <http://www.fibv.com/publications/Ta5100.xls>
- International Federation of Stock Exchanges (2002f), *Market Capitalization of Shares of Domestic Companies*, <http://www.fibv.com/publications/TA5300.xls>
- International Forum on Accountancy Development (2000), *GAAP 2000—A Survey of National Accounting Rules in 53 Countries*, <http://www.kpmg.cz/news/pdfs/gaap2000.pdf>
- International Forum on Accountancy Development (2001), *GAAP 2001—A Survey of National Accounting Rules Benchmarked against International Accounting Standards*, <http://www.kpmg.cz/news/pdfs/gaap2000.pdf>
- Iyer, Ram (2001), “A Question of Interpretation,” *Accountancy*, Vol. 127 No. 1289, pp. 100–103.
- Larson, Robert, K. and Sara York Kenny (1996), “Accounting Standard-Setting Strategies and Theories of Economic Development: Implications for the Adoption of International Accounting Standards,” *Advances in International Accounting*, Vol. 9, pp. 1–20.
- Lee, Chi-Wen Jevons (1987), “Accounting Infrastructure and Economic Development,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 6, pp. 75–84.
- London Stock Exchange (2002), *Companies Listed on the London Stock Exchange*, <http://www.londonstockexchange.com/content/companies/excel/int300602.xls>
- MacGregor, A., M. Hossain, and K. Yap (1997), “Accounting in Malaysia & Singapore: Culture’s Lack of Consequences?,” in *Accounting in the Pacific Region*, edited by Baydoun, Nabil Akira Nishimura and Roger Willett, pp. 98–126.
- Mason, A. K. (1978), *The Development of International Financial Reporting Standards*, University of Lancaster, Lancaster.
- Mueller, Gerhard G., Helen Gernon, and Gary Meek (1991), *Accounting An International Perspective*, 2nd. Ed., IRWIN, Boston.; 野村健太郎・平松一夫監訳 (1992)、『ミューラー／ガーノン／ミーク 国際会計入門』、中央経済社。
- Narayanaswamy, R. (1997), “The Development of Accounting Regulation in India,” *Research in Accounting Regulation, Supplement 1*, pp. 331–365.
- Ndubizu, Gordian A. (1992), “Accounting Disclosure Methods and Economic Development: A Criterion for Globalizing Capital Markets,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 27, pp. 151–163.
- Ndzingi, Shabani and Richard J. Briston (1999), “Accounting and Economic Development,” *Research in Accounting Emerging Economies, Supplement 1*, pp. 29–42.
- New York Stock Exchange (2002), *2001 Fact Book*, http://www.nyse.com/pdfs/2001_factbook_07.pdf
- Peavey, Dennis E. and Stuart K. Webster (1990), “Is GAAP the Gap to International Markets?” *Management Accounting*, August, pp. 31–35.
- Perera, M. H. B. (1989a), “Towards a Framework to Analyze the Impact of Culture on Accounting,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 24, pp. 42–56.
- Perera, M. H. B. (1989b), “Accounting in Developing Countries: A Case for Localised Uniformity,” *British Accounting Review*, Vol. 21, pp. 141–158.
- Persaud, B. (1990), “The Role of Securities Markets in Economic Development,” in *Investing in Emerging Securities Markets*, edited by Bryan de Caires and Debbie Fletter, pp. 47–53, London, Euromoney Publications Plc.
- PricewaterhouseCoopers (2001a), *Investigating the Costs of Opacity: Deterred Foreign Direct Investment*, http://www.opacityindex.com/scripts/dow_download.pl
- PricewaterhouseCoopers (2001b), *The Opacity Index*, http://www.opacityindex.com/scripts/dow_download.pl
- Rahman, Asheq Razaur and Teoh Hai Yap (2001), “Accounting in ASEAN,” in *International Auditing Environment*, edited by Ichiro Shiobara, pp. 7–48.
- Riahi-Belkaoui, Ahmed (1994), *Accounting in the Developing Country*, Quorum Books, Westport.
- Samuels, J. M. (1993), “International Accounting Standards in the Third World: A Synthesis of Six Articles,” *Research in Third World Accounting*, Vol. 2, pp. 19–25.
- Samuels, J. M. and J. C. Oliga (1982), “Accounting standards in developing countries,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 18 No. 1, Fall, pp. 379–397.
- Samuels, J. M. (1990), “Accounting for Development—An Alternative Approach,” *Research in Third World Accounting*, Vol. 1, pp. 67–86.
- Saudagaran, Shahrokh M. and Joselito G. Diga (1997a), “Financial Reporting in Emerging Capital Markets: Characteristics and Policy Issues,” *Accounting Horizons*, Vol. 11 No. 2, pp. 41–64.
- Saudagaran, Shahrokh M. and Joselito G. Diga (1997b), “The Impact of capital Market Developments on Accounting Regulatory Policy in Emerging Markets: A Study of ASEAN,” *Research in Accounting Regulation, Supplement 1*, pp. 3–48.
- Saudagaran, Shahrokh M. (2001), *International Accounting: A*

- User Perspective*, South-Western College Publishing, Australia.
- Strategy Working Party of the International Accounting Standards Committee (1998), *Shaping IASC for the Future—A Discussion Paper issued for comment by the Strategy Working Party of the International Accounting Standards Committee—*, International Accounting Standards Committee, London.
- Taylor, S. L. (1987), “International Accounting Standards : An Alternative Rationale,” *Abacus*, September, pp. 157–171.
- Thomas, R. Douglas (1970), “The Accountants International Study Group—The First Three Years,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 6 No. 1, Fall, pp. 59–65.
- United Nations (1998), *International Accounting and Reporting Issues*, New York and Geneva, United Nations Publication.
- Wallace, R. S. Olusegun (1990), “Accounting in Developing Countries: A Review of The Literature,” *Research in Third World Accounting*, Vol. 1, pp. 3–54.
- Wallace, R. S. Olusegun (1993), “Development of Accounting Standards for Developing and Newly Industrialized countries,” *Research in Third World Accounting*, Vol. 2, pp. 121–165.
- Wallace, R. S. Olusegun and Richard J. Briston (1993), “Improving the Accounting Infrastructure in Developing Countries,” *Research in Third World Accounting* Vol. 2, pp. 201–224.
- Watty, Kim and Peter Carlson (1998), “Demand for International Accounting Standards : A Customer Quality Perspective,” *Advances in International Accounting*, Vol. 11, pp. 133–154.
- World Bank (2002), *Data and Statistics*, <http://www.worldbank.org/data/databytopic/class.htm>
- Yu, Sengjae and Junggho Lee (1987), “Functions of Accounting in Developing Countries for Economic Planning,” in *Accounting Education and Research to Promote International Understanding*, edited by Kyojiro Someya, pp. 471–477, Quorum Books, Westport.
- 江夏健一 (1984)、『多国籍企業要論』、文眞堂。
- 大和総研 (1998)、『アジアの証券市場—証券市場の制度と特徴—』、大和総研。
- 大和総研 (1998)、『ヨーロッパの証券市場—証券市場の制度と特徴—』、大和総研。
- 大和総研 (1999)、『アジアの証券市場—証券市場の制度と特徴—』、大和総研。
- 大和総研 (1999)、『ヨーロッパの証券市場—証券市場の制度と特徴—』、大和総研。
- 大和総研 (2000)、『アジアの証券市場—証券市場の制度と特徴—』、大和総研。
- 大和総研 (2000)、『ヨーロッパの証券市場—証券市場の制度と特徴—』、大和総研。
- 日本貿易振興会 (2002)、『JETRO 海外情報ファイル』、<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>
- 広瀬義州 (1995)、『会計基準論』、中央経済社。
- 松井泰則 (1992)、「経済発展段階の相違がもたらす会計計算への影響」、『国際会計関係論—「国際化」から「国際性」への財務会計的展開—』、白桃書房、pp. 79–91.

参考資料

日本経済新聞 6月28日付、「低人件費『5年以上続く』 会計・税・法制度に不満」、p. 7.